官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○特定国外派遣組織を指定する件（総務二六二、二六三）　一
○独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号イ及びロの外務大臣が指定する者を告示する件の一部を改正する件（外務二二八）　一
○障害者の雇用の促進等に関する法律の規定に基づき、在宅就業支援団体が在宅就業障害者に係る業務の全部を廃止した件（厚生労働二六三）　二
○保安林の指定をする件（農林水産九七一～九八五）　二
○特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和八管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（同九八六）　四
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（国土交通八三三）　四
○旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件（観光庁一四）　四
〔国会事項〕　六
〔人事異動〕　六
内閣　内閣府　最高裁判所　六
〔叙位・叙勲〕　七
〔皇室事項〕　八
〔官庁報告〕　八
官庁事項　八
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　八
〔公　告〕　八
諸　事　項　八
官庁　八
三養基土地改良区役員の就任、勝瓜口土地改良区・大丸用水土地改良区の定款変更の認可関係　八
裁判所　八
相続、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　八
会社その他　三〇

その他告示

○総務省告示第二百六十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年七月十三日

一　名　称	総務大臣　林　芳正
	豪空軍主催多国間共同訓練（ピッチ・ブラック26）
	参加部隊（オーストラリア連邦）
二　国外派遣期間	令和八年七月十七日から令和八年八月十四日まで
三　派遣人数（概数）	二百三十人程度
四　派遣地域	オーストラリア連邦

○外務省告示第二百二十八号

独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号イ及びロの外務大臣が指定する者を告示する件（平成二十年十月一日外務省告示第五百四十四号）の一部を次のように改正する。

令和八年七月十三日

外務大臣　茂木　敏充

独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号イ及びロの外務大臣が指定する者を告示する件（平成二十年十月一日外務省告示第五百四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
1　［略］	1　［略］
2　法第十三条第一項第二号ロに規定する貸付け又は出資を行う者として外務大臣が指定する者は、次に掲げる者とする。ただし、第二号、第四号、第五号及び第六号に掲げる者にあっては、当該出資を行う場合に限る。	2　法第十三条第一項第二号ロに規定する貸付け又は出資を行う者として外務大臣が指定する者は、次に掲げる者とする。ただし、第二号、第四号及び第五号に掲げる者にあっては、当該出資を行う場合に限る。
一～五　［略］	一～五　［略］
六　欧州、中東・北アフリカ、中央アジア・コーカサス及び東アジア地域における民間セクター事業に対する支援を行うため欧州復興開発銀行に設けられる基金	
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この告示は、令和八年七月十三日から施行する。

○総務省告示第二百六十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年七月十三日

一　名　称	総務大臣　林　芳正
	豪空軍主催多国間共同訓練（ピッチ・ブラック26）
	参加部隊（オーストラリア連邦、フィリピン共和国及びインドネシア共和国）
二　国外派遣期間	令和八年七月十七日から令和八年八月十四日まで
三　派遣人数（概数）	二十人程度
四　派遣地域	オーストラリア連邦、フィリピン共和国及びインドネシア共和国